五 第一種廃棄物埋設施設の事故記録		
イ 事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ 略］		
六 ［略］	［略］	［略］
七 ［略］	［略］	［略］
八 ［略］	［略］	［略］
九 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
十 ［略］	［略］	［略］
十一 ［略］	［略］	［略］
十二 ［略］	［略］	［略］
十三 ［略］	［略］	［略］
十四 ［略］	［略］	［略］

［2～6 略］

7 第一項の表第一号、第二号ロ、第三号ニ、ヌ及びル、第五号、第六号ハ、第七号、第十号、第十二号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第四十六条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第四十七条から第五十二条まで 削除

六 ［同上］	［同上］	［同上］
イ 事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ 同上］		
七 ［同上］	［同上］	［同上］
八 ［同上］	［同上］	［同上］
九 ［同上］	［同上］	［同上］
十 第四十六条の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］	［同上］
十一 ［同上］	［同上］	［同上］
十二 ［同上］	［同上］	［同上］
十三 ［同上］	［同上］	［同上］
十四 ［同上］	［同上］	［同上］
十五 ［同上］	［同上］	［同上］

［2～6 同上］

7 第一項の表第一号、第三号ニ、ヌ及びル、第五号ロ、第六号、第七号ハ、第八号、第十一号、第十三号並びに第十四号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第四十六条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第四十七条 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 品質保証の実施に係る組織に関する事項

二 保安活動の計画に関する事項

三 保安活動の実施に関する事項

四 保安活動の評価に関する事項

五 保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第四十八条 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一 第一種廃棄物埋設事業者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。

二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。